

令和5年第1回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年1月6日（金）午前9時30分から
- 2 場 所 海老名市役所 7階 704会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫
委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 内田局長、大谷係長、大和書記
- 6 会議の案件
 - (1) 議案第1号 選挙人名簿から抹消すること
 - (2) 議案第2号 在外選挙人名簿への登録の移転をしない者を決定すること
 - (3) 議案第3号 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行
規程を制定すること

7 会議の記録

【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前9時25分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

（事務局、日程を説明）

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第1号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第1号 選挙人名簿から抹消すること】

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、124人である。その内訳は男78人、女46人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、350人である。その内訳は男197人、女153人である。

第4号該当者は、登録の際に登録をされるべきでなかった者で、2人である。その内訳は男1人、女1人である。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第2号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第2号 在外選挙人名簿への登録の移転をしない者を決定すること】

事務局 出国時に在外選挙人名簿登録移転申請を行った者について、公職選挙法第30条の5第5項の規定により外務大臣に意見を求めたところ、同条第6項の規定に基づき外務大臣から国外における住所について確認できなかった旨の意見があったため、在外選挙人名簿への登録の移転をしないものである。

登録の移転をしない者の数は、男1人である。

また、登録の移転をしない者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊に記載のとおりである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第3号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第3号 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程を制定すること】

事務局 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程を議案書のとおり定めたいものである。

提案理由は海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例及び海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の制定に伴い、選挙管理委員会において個人情報の保護に関する新たな規程を定めたいためである。

制定内容は、議案書に記載のとおりである。

施行期日は令和5年4月1日とし、施行に伴い現行の海老名市個人情報保護条例施行規程を廃止したいものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から議案以外で何かあるか。

【協議事項】

- ・令和4年第16回選挙管理委員会の会議録の確認について
→ 内容について修正なく、ホームページに公開することとした。
- ・神奈川県議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者の推薦について
→ 選挙長を中島委員、同職務代理者を永江委員長とし県選管に推薦することとした。なお、神奈川県知事選挙については、関票管理者を杉山委員、同職務代理者を佐藤委員とし選任する方向で決定した。

【報告事項】

- ・令和4年度神奈川県市選挙管理委員会連合会委員研修会の開催中止について
→ 委員研修会の開催を中止とする旨の通知があったことを、配付資料のとおり説

明した。

- ・ 神奈川県議会議員選挙の立候補予定者事前説明会の日程について

→ 事前説明会を令和5年2月20日（月）午後2時から702会議室で行うこと、開催の日程を広報えびな2月1日号で周知することを報告した。